

## 要求水準に関する追加質疑回答書

「こども子育て複合施設整備事業」の要求水準に関する追加の質疑について、以下の通り回答します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
○	要求水準書	○	○	○	○				○○○○		
1	実施要領書	2	第2章	3					本事業の背景	現在の市立幼稚園及びこども園が抱えておられる課題を具体的に教示願います。	「こども子育て複合施設整備事業基本計画」P3から6においては、子育て環境や各施設の現状と課題、P11から15には、アンケート結果を踏まえた課題やニーズを記載していますのでご参照ください。
2	実施要領書	2	第2章	4					本事業の目的	本園完成後に目指されている効率的な園運営のイメージが有れば教示願います。	「こども子育て複合施設整備事業基本計画」P16から19において複合施設の運営方針や各諸室のあり方、効率的運営のイメージを記載していますので、ご参照ください。
3	実施要領書	15	第4章	9	(2)	③			提出部数	提出する電子データの形式をご教示願います。	PDFデータにて提出してください。
4	実施要領書	15	第4章	9	(2)	③			提出部数	様式7「提案価格見積」についても16部提出するという認識でよろしいでしょうか。そうでない場合につきましては提出方法をご教示願います。	「審査基準 第4章」に記載の①～⑪の技術提案書類は指定の提出部数にてご提出ください。ただし、⑧提案価格見積、及び⑨要求水準チェックリストについては、正副1部ずつの提出とします。実施要領書及び審査基準の改訂版をHPに掲載します。
5	要求水準書	2	第1章	6	(1)				供用開始日	建設期間が令和10年12月までとの記載がありますが、令和11年1月～3月までの引っ越し等の期間は建設会社としての現場管理は不要と考えてよろしいでしょうか。（令和10年12月を引き渡し日と考えてよろしいでしょうか）	お見込みのとおりです。
6	要求水準書	2	第1章	6	(1)				供用開始日	提案により、令和10年12月以前に竣工引渡し可能な場合、引渡し以降の現場管理は不要と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
7	要求水準書	7	第2章	1	(4)				地中障害物等	①土壌汚染に関する記載はありますが、PCBの有無、処分方法に関して資料提供いただけますでしょうか？ ②またPCBがあり、撤去を行う場合、別途費用と考えてよろしいでしょうか？	①資料はございません。処分方法については「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」に基づき適切に処理してください。 ②お見込みのとおりです。
8	要求水準書	7	第2章	1	(6)				地中障害物等	地中障害物が発見された場合 工期についても協議の上、調整対応させて頂く認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書	7	第2章	2	(1)					本施設は指定避難所とはならない認識で宜しいでしょうか。	現時点ではお見込みのとおりです。
10	要求水準書	7	第2章	2	(2)				事業計画地	工事期間中は高学年棟・管理棟は稼働しておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	7	第2章	2	(2)				事業計画地	工事の仮囲いについて、管理棟から何mあける必要がございますか。	生徒や学校関係者、その他第三者の安全に配慮し、施設管理者及び学校関係者と調整の上、事業者にてご判断ください。
12	要求水準書	8	第2章	2	(2)					受水槽についての記載がありますが、現状の受水槽仕様（材質、容量等）について資料あれば提供ください。	別紙「貯水槽清掃作業に伴う施設点検報告書（抜粋）」をご参照ください。
13	要求水準書	8	第2章	2	(2)					敷地の範囲について今回の業務に測量業務、境界確定（明示）業務などは含まれるでしょうか。含まれる場合、具体的範囲を御教示下さい。	境界明示、境界確定は業務に含みませんが、建築確認申請上の敷地設定や計画上必要な測量は実施してください。
14	要求水準書	8	第2章	2	(2)					ぽっぽえん及び小学校の一部を解体してからの工事となると考えますが、整備事業完成までの間に仮設などは不要でしょうか。また不要な場合、どのような対応になるのか御教示頂けるでしょうか。	ぽっぽえんの機能は別の施設に移管し、解体する小学校の一部は利用していませんので、代替施設という観点での仮設は不要です。なお、建設工事に伴う仮囲いという観点での仮設は必要です。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
15	要求水準書	8	第2章	2	(3)					①小学校側の給水方式は受水槽+揚水ポンプ+高架水槽（以降重力式）と考えて宜しいでしょうか。 ②既設のルートや仕様、衛生器具の仕様、数量が分かる資料あれば提供ください。	①既存受水槽を残置とする場合は、既存受水槽の図面を参照してください。新設や直圧式とする場合は、関連法令をご確認ください。 ②提示済みの図面等参考資料以外に提示できる資料はありません。
16	要求水準書	9	第2章	2	(3)					敷地アプローチについて小学生の利用が記載されていますが、放課後児童会の下校ルートや保護者の車両による送迎状況についてご教示ください。	小学生の利用は登下校で児童 100 名程度の通行があります。また、給食配膳車の通行があります。なお、自動車による保護者の通行や来校者は東門を利用しています。
17	要求水準書	9	第2章	2	(3)				敷地アプローチ	通学・下校時間の搬入者の制限などはございますか（時間帯）	前回の質疑回答である「実施要領等に関する質疑回答書」No46のとおりです。
18	要求水準書	9	第2章	2	(3)				敷地アプローチ	東側からの車の出入りについてコストメリットが出る場合でも出入りを行ってはいけないのでしょうか。	東側の出入口は児童の登下校及び来校者の出入りがあるため、原則、西側の現ぼっぼえんの入口の門を使用してください。東側の門を通行の際、施設管理者及び学校関係者と調整の上、必要最低限としてください。 特に登下校の時間の通行は避けていただくよう調整をお願いする見込みです。 登校時間のため通行不可：午前7時30分～午前9時00分 下校時間のため通行不可：午後2時20分～午後4時00分※授業等の日程により前後します。
19	要求水準書	9	第2章	2	(3)				敷地アプローチ	西側スロープから入った先の駐車場について、高学年棟・管理棟の方たちも共有で利用する駐車場でしょうか。	新設する複合施設利用者専用の駐車場になります。
20	要求水準書	9	第2章	2	(6)					敷地外周のフェンスについて、ぼっぼ園と小学校との間の隣地境界線沿いのフェンスの所有は、小学校のものでしょうか。それともぼっぼ園のもので今回の事業にて撤去新設又は既存利用ができるのでしょうか。	敷地外周及び隣地境界線沿いのフェンスは本市が所有しています。フェンスの既存利用は安全性や利便性等考慮し、事業者の提案とします。なお、既存利用する場合は、必要に応じて修繕を行ってください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
21	要求水準書	10	第2章	3	(2)					「…擁壁や法面を含む部分となるため計画上留意すること」とありますが、 ①擁壁の安全性については行政側で確認済みと考えてよろしいでしょうか。また、擁壁の影響線を考慮した建築が可能な範囲をご提示いただけますでしょうか。 ②擁壁の現況図をご提示いただけますでしょうか。 ③開発許可・宅造の履歴をお教えいただけますでしょうか。	①擁壁については旧住宅地造成事業法により築造されており事業年度が古いため資料等がない状態であり、安全性については確認できておりません。従いまして、擁壁設置面からの安定勾配を考慮した上での建築計画になると考えております。 ②南第一小学校の当初の新築図面がありますので、必要であれば閲覧してください。 (資産活用・契約グループまで) ③旧住宅地造成事業法 許 可 住開第2-27号 検 証 市 第1897号 完了公告 昭和43年12月13日
22	要求水準書	10	第2章	3	(2)	②				事業者は、設計に伴う開発関連の許認可申請の手続きは不要であるとのことですが、既存擁壁の解体・造り変えはないものとして既存利用を前提に敷地利用計画を提案してもよろしいですか。	既存擁壁の解体等・造成行為が発生すると、開発関連の許認可申請の手続きが必要となり、既存擁壁を全て新設する必要がある場合も考えられます。そのため、擁壁の既存利用を前提に敷地利用計画の提案をお願いします。
23	要求水準書	10	第2章					②	複合施設の構成	敷地面積4700㎡の内、約1000㎡は法面や擁壁を含む部分との標記がありますが、その部分の安全性を向上させる必要は本件で必要でしょうか？	安全性を考慮して事業提案してください。 なお、提案内容を踏まえて、本市と協議により決定するものとします。擁壁の既存利用を前提に敷地利用計画の提案をお願いします。
24	要求水準書	11	第2章	4						施設の開館時間および休館日について、大阪狭山市内に所在する「UPっぶ」の事例のように、世代間交流エリアを設けることで子育て支援センターの開館時間を延長する等の利用形態については、検討の対象としなくてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	12	第2章		(2)				環境負荷低減	公共施設ですが、ZEB認定は必須ではないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
26	要求水準書	12	第2章		(2)				機能維持	安全性 機能維持 の記載において「ライフラインが途絶した場合でも、一定の機能維持が図られること」とあります。一定の機能を維持する日数・時間について具体的にご提示願います。	事業者判断にて、維持すべき機能と日数、機能回復までの適切な日数などのご提案をお願いします。なお、提案される場合、保育活動時間など当該施設の機能や運営状況を考慮してください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
27	要求水準書	12	第2章		(2)				社会性	立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、地域社会への貢献や周辺環境との調和と記載がありますが、どんなイメージを市側はお持ちですか？	「こども子育て複合施設整備事業基本計画」P7において示している関連計画である、「大阪狭山市総合計画」や「大阪狭山市都市計画マスタープラン」をご参照いただき、ご提案ください。
28	要求水準書	14	第3章		(5)				防火水槽	計画敷地内に防火水槽（耐震40T）の設置の必要がありますか	「堺市開発行為等における消防水利の設置指導基準」に基づき、耐震防火水槽の設置が望ましいです。
29	要求水準書	16	第4章	1	(1)				概要	基本設計段階で想定できなかった…工事請負金額の変更は認められないと記載ありますが、公募公告時（R7年11月）からの物価高騰に関する金額変更に関しては協議の上、ご対応いただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	16	第4章	1	(2)	ア			工事費見積内訳	基本協定締結前に必要な二次審査で提出した提案価格見積の金額内訳とは、「設計費」、「解体費」、「建築費」のそれぞれの内訳の意味でしょうか。 解体費・建築費の項目の内訳でしょうか。	本事業に係る業務の全ての内訳です。
31	要求水準書	16	第4章	1	(3)				コスト管理業務	①着工前については設計期間中なこともあり施工会社の営業担当にて打合せ窓口を実施することは可能と考えてよろしいでしょうか。 ②また着工後の市との打合せ時はコスト管理技術者は必ず同席する必要がありますでしょうか。	①営業担当者様が打合せに出席されることは問題ありませんが、統括管理技術者は設計期間中から出席してください。 ②コスト管理技術者は事業期間を通じて継続したコスト管理を実施していれば、市との打合せに同席することは必須ではありません。
32	要求水準書	16	第4章	1	(4)					工事完了後、集計表を作成、資産監理項目ごとの工事費内訳作成に協力ありますが、どのような作業になるか資料等あれば提供ください。	設計変更を含めた最終の工事費内訳明細と、実際の工事内容が一致していれば、分類の確認等をする程度で大きな作業はありません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
33	要求水準書	17	第4章	2	(3)				解体の範囲	既存ぼっぼえん建物、低学年棟の稼働物・什器・備品等の撤去処分については別途として市にて事前にご対応いただく認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	17	第4章	2	(3)				解体工事期間中の技術者の常駐	解体工事を事業範囲外とした場合は、配置技術者の常駐は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、建築工事に係る設計業務における技術者は必要です。
35	要求水準書	17	第4章	2	(3)				解体時の備品の撤去について	既存の建物で使用されている什器・備品は解体着手時には全て撤去されているという認識でよろしいでしょうか。	33と同様です。
36	要求水準書	18	第4章	2	(3)	②、③			調査費用	アスベストの含有材料の使用状況並びにPCB使用電気機器・PCB含有シーリング材の有無の確認調査費用は本事業費に含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書	18	第4章	2	(3)	②、③			調査費用	アスベストの含有材料およびPCB使用電気機器・PCB含有シーリング材があった場合の処分費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	要求水準書	18	第4章	2	(3)	③				PCBについて、既設小学校の受変電設備の仕様、メーカー名、照明器具の仕様、メーカー名の資料等あれば提供ください。	受電設備については、別紙「自家用電気工作物 年次点検報告書（抜粋）」をご参照ください。なお、照明器具については、機器の設置時期や機種が混在しており、個別には把握しておりません。
39	要求水準書	18	第4章	2	(5)				近隣住民への周知	本工事の具体的な工事内容やスケジュールは近隣住民に周知されていますでしょうか。	現時点で具体的な工事内容やスケジュールは近隣住民に周知していません。
40	要求水準書	18	第4章	2	(6)					電波障害対策は設計時の机上検討のみとし、障害が発生した場合の処理費用は別途と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
41	要求水準書	18	第4章	2	(3)				アスベスト	市で実施したアスベスト調査報告書の開示は頂けますでしょうか。	前回の質疑回答である「実施要領等に関する質疑回答書」No45のとおりです。
42	要求水準書	19	第4章	2	(12)				維持保全に係る資料	施設の維持管理に係る費用の予定額等ですが竣工から何年目までの維持管理修繕計画費用が必要でしょうか。また費用は頭金額のみでよろしいのでしょうか。(内容の内訳などは不要なのか)	国交省ホームページにおいて示されている「中長期保全計画」の作成を想定しています。
43	要求水準書									隣接する既設の南第一小学校の屋上に太陽光・蓄電池を設置することは可能でしょうか。(構造確認は必要、法適合工事時に施工)	本事業の範囲ではありませんので、不要ですが、事業者にて安全が確認され、設置に問題がなければ提案可能です。
44	諸室の要求水準書	2	第2章	1		①			内装計画	廊下、階段、スロープ等の床材はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うことと有るが、園児は保育室とそれ以外ではどんな履物を予定していますか?	現在のこども園での状況として、3歳児クラスからは、年間通じて上靴を履いています。2歳児クラスについては、2学期後半から上靴を履いて過ごす練習をしています。0・1歳児クラスは、寒くなるまでは、裸足で過ごしています。
45	諸室の要求水準書	2	第2章	1		①			平面・動線計画	アプローチは現在の南西のスロープを通る計画とすることとありますが、既設スロープ、擁壁を流用すると考えてよろしいでしょうか。	事業者の計画において適法な状態であれば流用可能です。
46	諸室の要求水準書	10	第2章	1	(2)	⑦			遊戯室(ホール)	災害(緊急)時等においても一時的な活動(待機)が可能となるような設備を設置とありますが、活動(待機)時間は営業時間程度と考えると宜しいでしょうか。	26と同様です。
47	諸室の要求水準書	10	第2章	1	(2)	⑦			遊戯室	遊戯室で行う入卒園式・発表会などのイベント時に必要な施設設備(音響設備以外)を教示願います。特にステージの必要の有無	諸室の要求水準書において要求水準としている音響設備以外の設備内容については、事業者側の提案(ステージの有無を含む)とさせていただきます。なお、実施を想定するイベントは、卒入園式、発表会、生活展(作品を掲示)、研修会などです。
48	諸室の要求水準書	13	第2章	1	(2)	⑫			図書コーナー	職員が目が届きやすい場所に整備とありますが、職員室または保育室の職員が常駐していると思われる部屋に隣接して配置するとの考えればよろしいでしょうか。	隣接でなくても構いません。「保育室や職員室等、大人が常に視認できる」位置でよいです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
49	諸室の要求水準書	14	第2章	1	(2)	⑰			プールのスペース	可動式プールの水張については、最寄り蛇口より供給し、1日～2日程度で水張完了と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、水は毎日張替えます。
50	諸室の要求水準書	14	第2章	1	(2)	⑰			プールのスペース	可動式プールは都度、使用后、水張替え、清掃を行うものとし、濾過装置は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	諸室の要求水準書	14	第2章	1	(2)	⑰			プールのスペース	幼児プール（組み立て式：7m x 9m程度）の想定されている品番等があればご提示ねがいます。	組立式プールは記載のサイズを想定しており、具体的な品番などはありません。
52	諸室の要求水準書	17	第2章	1	(3)	⑥			トイレ（誰でもトイレ）	トイレの各ブースに便座を消毒できる器具を設置とありますが、設置できる棚や紙巻器紙巻棚上部に設置できるようにし、器具自体は備品として宜しいでしょうか。	器具を設置してください。
53	諸室の要求水準書	19	第2章	1	(4)	①			職員室	災害（緊急）時等においても一時的な活動（待機）が可能となるような設備を設置とありますが、活動（待機）時間は営業時間程度と考えて宜しいでしょうか？	26と同様です。
54	諸室の要求水準書	19	第2章	1	(4)	①			職員室	①休日等においては、委託業者が子育て支援センター機能の対応を行う、とあり休日は職員室が閉鎖となっておりますが、委託業者用に更衣室・休憩室等は必要でしょうか。 ②共用部の更衣室・休憩室を委託業者用も使用すると考えてよいでしょうか。	①不要と考えてますが、提案によるものとします。 ②お見込みのとおりです。
55	諸室の要求水準書	25	第2章	3		①			要求事項全般	電気設備、機械設備共に原則、国土交通省仕様とありますが、機器は製造者標準仕様、保温は家協会仕様、配線は一般ケーブルとしてもよろしいでしょうか。	原則、国土交通省仕様としてください。ただし、詳細は本市と協議により決定するものとします。
56	諸室の要求水準書	26	第2章	3		①			電気設備 通信・情報設備	LAN設備は光ファイバー等による通信回線等の引込及び構内の必要な箇所へ配線できるように配管を敷設することとありますが、配管以外の機器・配線は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
57	諸室の要求水準書	26	第2章	3		①			電気設備 通信・情報設備	外線及び内線電話を設けることとありますが、機器（電話交換機・電話子機）及び配線も本工事で設置すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	諸室の要求水準書	27	第2章	3		①			太陽光発電	太陽光発電は何KWを想定してますでしょうか。	本市ではkW数は想定していません。事業者側で提案してください。
59	諸室の要求水準書	27	第2章	3		①			機械設備	厨房調理機器の熱源は市で調達となっているため、方式の選定は別途と考え、厨房系統の給湯熱源選定は事業者にて選定と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細は協議によるものとします。
60	諸室の要求水準書	27	第2章	3		①			機械設備	湿度管理が行えるよう記載がありますが、冬季の加湿器等は備品と考えて宜しいでしょうか。	湿度管理を適切に行える提案としてください。冬季の加湿器等については運営上必要となれば、本市で対応します。
61	諸室の要求水準書	27	第2章	3		①			機械設備	調理エリアの清浄度を保てるようありますが、虫等の侵入が低減できるような計画と考え、クリーンルームのような清浄度の確保不要と考えて宜しいでしょうか。	厚生労働省発出の「大量調理施設衛生管理マニュアル」をご参照ください。
62	諸室の要求水準書								什器・備品	積算に必要な什器・備品リストなどございますでしょうか。	要求水準書に記載されている什器・備品以外にリストはありません。
63	審査基準	4	第4章	1					技術提案書の作成要領	提案書内に大阪狭山市のホームページ上に掲載されているイメージキャラクターの「さやりん」や写真等を素材として使用することは可能でしょうか。	使用可能です。また、使用にあたっての申請も不要です。
64	審査基準	5	第4章	3		④			プレゼンテーション・ヒアリング	統括管理技術者及び設計業務監理技術者の2名はプレゼンテーションに必ず参加する必要がありますか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
65	審査基準	5	第4章	3		④			プレゼンテーション・ヒアリング	ヒアリング参加者について、総括管理技術者、設計業務管理技術者を含めた5名以外に、PC操作担当として1名追加してもよろしいでしょうか。	プレゼンは参加者5名以内としてください。
66	審査基準	5	第4章	3		④			プレゼンテーション・ヒアリング	技術提案書に伴うプラン動画をプレゼンテーション当日に流すことは可能でしょうか。	動画は不可とします。
67	審査基準	6	第4章	5		①			業務計画に関する提案書	「事業の全体像を把握した事業工程の新たな検討結果や提案」とありますが、「新たな検討結果」とは、どのような意味になりますでしょうか。	最適な事業工程、設計・施工スケジュールなど、事業者としての検討結果を表現し、提案してください。
68	審査基準	6	第4章			④			地域貢献に関する提案書	市内に本社、本店、あるいは営業所を置く企業との協働を示す証は何か必要でしょうか？	証明は必要としませんが、提案内容により加点されます。
69	工事請負契約書	2	3						契約の保証について	履行保証保険にて担保の提供をする際に履行保証証明書は請負契約締結時までに準備すればよろしいでしょうか。提案書提出時(3/末)には不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	工事請負契約書	8	26						物価変動リスク	発注者又は受注者は工期内で請負契約締結日の日から12月を経過と記載ありますが12ヶ月の間違いでしょうか。	間違いではありません。12ヶ月という月単位の期間という意味で12月と記載しています。
71	参考資料①_基本計画	21	第3	2	(5)	①			その他	既存管理棟の二方向避難について、低学年棟及び渡り廊下は撤去となりますが、管理棟は高学年棟と渡り廊下で繋がっており、二方向避難は確保出来ていると思われませんがご教示頂きたい。	解体後の法令遵守状況については、事業者側でご判断いただき提案してください。
72	参考資料③_既存施設の図面								管理棟、低学年棟、受水槽位置	現地見学時に管理棟と受水槽位置を図りましたが、頂いたCADデータと位置がずれているかと思えます、その他位置が分かる資料を追加で頂きたいです。	提示した図面データ等参考資料以外には提示できる資料はありません。必要に応じて現地調査してください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
73	参考資料⑥_リスク分担表								物価変動リスク	一定の範囲内の一定とはどの程度になるのでしょうか。	一定の範囲とは契約のスライド条項に基づきます。
74	参考資料⑥_リスク分担表								物価変動リスク	起算日は公募公告時と考えてよろしいでしょうか。	前回の質疑回答である「実施要領等に関する質疑回答書」No26のとおりです。
75	参考資料⑥_リスク分担表								金利変動リスク	記載の金利に関して何の金利を指しますでしょうか。 設計・建設期間の金利変動に関しては市の負担にして頂く事はできませんでしょうか。	本事業に係る事業者の借入金等、金利変動による事業者負担の費用増減のリスクを発注者側で負担することはできません。
76	実施要領等に関する質疑回答書	No.100								新築工事の設計書を閲覧が可能とのことですが、その際に以下の図面も閲覧が可能でしょうか。 ・既存受水槽を含む機械設備工事図面 ・新築工事時の確認申請書、概要書	お望みの情報が含まれているか不明ですので、図面の閲覧をされた際にご確認ください。
77	様式該当なし								リサイクル	解体材のコンクリートを現場粉砕してのリサイクル利用・杭残土の埋戻しとしての自ら利用は可能でしょうか。	有害物質分析調査や土質の強度判定など公的機関の適切な検査結果を元に、法的な制約、行政確認を事業者が実施し、問題がなければ可能です。
78	様式該当なし								式典について	地鎮祭及び起工式などの式典は取り行いますでしょうか。 また行う際の規模（人数）などの想定をご教授ください。	市が主催する事業は宗教上の理由から本市では起工式は行いません。ただし、事業者側が行う起工式については制限はありません。